

介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険施設利用時の食費および居住費(滞在費)は、介護保険の対象外のため自己負担となっています。そこで、所得が低い人などの負担を軽減するために利用者負担段階を設け、該当すると認められた人には「負担限度額認定証」を交付しています。

なお、お手元の認定証の有効期限は令和6年7月31日です。8月以降も施設を利用される場合は、健康福祉課に申請してください。

*該当する人

世帯全員(別世帯の配偶者含む)が町民税非課税かつ、資産が下表に定める基準の人

*利用者負担段階

第1段階	・生活保護を受けている人
第2段階	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ・預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円以下の人
第3段階(1)	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人 ・預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円以下の人
第3段階(2)	・課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人 ・預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円以下の人

☎健康福祉課 ☎32-1105

介護保険負担割合証の更新のご案内について

介護保険負担割合証とは、介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担額が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。

負担割合証の有効期間は令和6年7月31日となっております。更新対象の人には7月中旬頃にご自宅または介護施設へ郵送します。

☎健康福祉課 ☎32-1105



50歳代以上の方向け! 終活マネー講座 人生100年時代のセカンドライフに向けて ~日常生活費の見直し~

- 高齢者の増加と少子化の進展
- 終活全体像と備えておきたい4つのポイント
- 老後の必要資金・将来の年金計算
- 日常生活費の見直しポイント等

日時: 7月20日(土) 13:30~15:00

場所: (株)オフィス養老(石畑299) 参加費: 無料

※参加者の方には【エンディングノート】をプレゼント!

保険と資産形成の生涯パートナー
(株)オフィス養老
申込 ☎0584-34-0008

安心と信頼の葬儀で大切な人をお送りします

養老町 斎苑

清華苑の家族葬

無料事前相談・無料事前見積り承ります。

☎0120-356039

公営斎場において2,500件以上施行させていただいております。安心しておまかせ下さい。

24時間営業

年中無休

株式会社 境葬祭

安八郡輪之内町大蔵2213 境葬祭

